

国民健康保険システム標準化検討会
第1回賦課管理ワーキングチーム 議事概要

【日時】令和4年2月2日（水）14:00～16:00

【場所】オンライン会議

【出席者（敬称略）】

（座長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

（構成員）

菅原 祐二	北海道保健福祉部健康安全局国保医療課 主査
本田 光宏	仙台市健康福祉局保険年金課 保険係長
今井 健貴	宇都宮市保健福祉部保険年金課国保税グループ ※代理出席
市川 雄太	船橋市健康福祉局健康・高齢部国保年金課 主事
安田 信一郎	中野区区民部保険医療課資格賦課係 主事
白谷 曜	都城市健康部保険年金課 副主幹

（オブザーバー）

丸尾 豊	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐
伊藤 豪一	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム プロジェクトマネージャー
前田 みゆき	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム プロジェクトマネージャー
羽田 翔	総務省自治行政局デジタル基盤推進室 理事官
寺本 勝敏	厚生労働省保険局国民健康保険課 国民健康保険保険者システム調整専門官
藤原 翔馬	厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係
佐藤 成也	厚生労働省保険局国民健康保険課
島添 悟亨	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐
巣瀬 博臣	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐
吉本 明平	一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部 担当部長

【次第】

1. 開会
2. 第1回賦課管理ワーキングチーム事前説明
3. 第1回賦課管理ワーキングチーム
4. 事務局からの連絡事項

5. 閉会

【配布資料】

- 00_会議次第
- 01_【資料 No.1】第1回賦課管理ワーキングチーム
- 02_【資料 No.2】第1回賦課管理ワーキングチーム_議題一覧
- 03_【資料 No.2 別紙】第1回賦課管理ワーキングチーム_補足資料
- 04_【資料 No.3】事務局からの連絡事項

【ご意見概要】

<次第3.について>

【機能・帳票要件】

①国民健康保険料（税）の賦課における未申告者及び未申告世帯（軽減有無）の判定方法について

- 2年前に自序システムからパッケージシステムへ切り替えたところ、未申告の取り扱いが異なっており、現場の影響が大きかった。今回提示いただいた機能は柔軟性があり市町村ごとのパターンに対応できると思うため、この方向性で問題ないかと考える。
- 記載の通り市区町村の運営に合わせて決定できることとしていいと考える。
被保険者が多いと、ある程度未申告者としない範囲を広げておかなければ事務量が増えてしまう。
- 一番気についていたのは、市町村ごとに取り扱いが異なっていることが制度上認容されているのかという点であったが、厚生労働省の見解により問題ないことが分かってよかったです。
都道府県の目線で言わせていただくなら、都道府県単位化が行われたところだが、市町村ごとで減額判定の受けられる・受けられないが出てしまうということが考えられる。こうした市町村間の差異もできる限り均平化していきましょうという趣旨で制度改革が行われているので、現状を崩す必要はないが、各県において議論が出てくると予想されるのでこういった考え方もあると共有させていただく。
- 多くのパターンが含まれているので事務局案に賛成。ただ、先ほども話があったが、自治体ごとに対応が異なると被保険者の混乱を招く要因となりかねないので広域化の趣旨を踏まえて事務の標準化の観点から、本件について他の判定についてもなるべく統一できる方向性で厚生労働省のほうで議論していただけるように期待している。
→ いただいたご意見については標準仕様書（案）の背景・経緯へ反映させて皆様へ展開させていただくのでよろしくお願いしたい。

②所得把握事務における1月2日以降の海外転入者の取り扱いについて

- 法定事務であるので、記載の事務局案の通りでいいと考える。

③所得把握事務における簡易申告の取り扱いについて

- 標準仕様書を定めるという観点でこの場では議論をしているかと思いますので、ある程度幅を持って対応できる仕様というのは賛成である。
一方、簡易申告だけで判定しないとしている市町村は市民税のほうにも0円申告をしないといけないなど他制度との並びを考えたときに国保だけでいいのかという話もあると思うが、そういうところも府内で他制度との整合がとれており、住民の方にとっての不利益が生じないようにすれば基本的に問題ないかと制度的には考える。

④国民健康保険料（税）の年間金額の算定について

- 議題の意図を確認したい。当市では賦課台帳を賦課期日時点のものをずっと押さえているというわけではなく、月に一度賦課計算を行ってその最新の結果と変更の履歴があったものは遡ってその時の内容が画面で参照できるという機能はあるが、ここでいう賦課台帳を最終時点や賦課期日時点で見られるというのは、賦課の計算の経過を見られるようになっていればいいという仕様を固めるためという認識でいいのか。
 - 賦課計算を行ったうえで年間金額を算定する基となる時点を把握するための基準になり、結果として計算過程が読み取れる形で機能として実装することで反映したいと考えている。

・ 基本的には事務局案に賛成。

実装オプションとしているものについて、「賦課期日時点・最終時点・年度内の最大有資格者数とする等」と挙げられているが、この「等」が切り捨てられているように見受けられる。
「等」に該当する保険者がいて、今後の全国意見照会でその意見が上がってきた場合に、それをオプションとするのか、切り捨てて外付けで対応してもらうのか、どのように対応する想定か。

- いただいたご意見は資料に記載の3パターンのみなので「等」は削除させていただく。
- また、全国からご意見をいただいた際に新たな課題が出てきた場合には、再度検討させていただき、盛り込むかどうかを判断したいと考えている。

⑤特別徴収の停止となる要件について

- 事務局案には賛成。
増額となる異動の中に考えられるケースとして特別徴収世帯に被保険者が一部加入するということを前提に記載しているかと思うが、若年者の加入の場合においてもオプションのほうで仮徴収を停止するという依頼の場合には所得の増額とは分けて若年加入だけ停止してほかのものは停止しないとか、逆に若年加入については停止しないとか、そういった増額の理由によって停止するか停止しないかを選択できることになるという認識でよろしいか。
 - 増額更生が発生した場合に特別徴収を停止するという要件を実装オプションとする形としており、その増額更生の起因となる細かな要件については現状記載しきれていない。そのためあらためてご意見を伺いたいと思う。
 - そうすると、事由によっては停止する・しないを選べるようになることも想定しているということでおよろしいのか。

→ 基準のほうへの反映を検討させていただく。

⑥国民健康保険料（税）における返送管理運用について

- 政令市としては納付書が返送されたときは実態調査と納期限の延長と公示送達をセットでやることになるので大きな自治体にとっては必須の機能だと考えるが、ある程度小規模の自治体だとエクセル等で管理しているというところもあり得るので、それを踏まえるとオプションでいいのではないかと思う。
 - 郵送されたものが不在で戻ってきた際は住民基本台帳の担当と共同で確認を行うのか。
 - 基本的には国保担当課のみで行っているが、不現住が確認された場合には戸籍住民の担当課へ連絡を行っている。
 - 本機能についてオプションとして整理するが、大規模自治体においては必要である旨を背景に記載して標準仕様書（案）として展開させていただく。

⑦国民健康保険料（税）における仮算定運用について

- 事務局や厚生労働省において仮算定行っている自治体等を把握しているか。
 - 把握できていない。
- 事務局案で問題ないと考える。

被保険者にとって分かりづらい制度になっており苦情が多くあったため、当市は仮算定をやめた経緯がある。それ以降は分かりづらいという意見はいただいているない。

また、問い合わせが他市町村からあった際にも苦情が出てしまうこともあるので、やめることを検討しているという話も聞いているが、これからやるというところは聞いたことがない。

対象の市町村数が多いということで必須ということなら仕方ないと思うが、やっているところがあまりないのであれば必須でなくてもいいと考える。
- 当市も仮算定はやっていないが、意見として仮算定をするかしないかを選択可能としていただきたいと思う。

今回実装必須となることについて反対意見はないが、実装必須となった際に仮算定の処理が必ず行われてしまうのか、仮算定をしないように選択できるのかというところについて事務局はどのような想定なのか。

 - 選択ができるという機能であり、必ずしも仮算定をするというものではない。
- これまでのやり方も大事にしながらより便利な方法をどの業務においても追及していくべきだと考えている。

固定化することではなく、令和7年度、またはそれ以降も見据えて税の当局とも連携させていただいて標準仕様書間で調整、データ要件・連携要件への反映、そういったこともやらせていただきたいと考えているのでご意見をお寄せいただきたい。

⑧統計資料の作成について

- どちらでも取れるようにというのは賛成。ただ、例えば前者の最終的な報告様式はシステムより出力することについて述べると、報告事務がブラックボックス化し、どのような処理が行われているかわからなくなってしまうため、最終的に出力された数値が誤っていた場合に気づくことが非常に困難になってしまることが懸念される。こうした観点からも最終的な集計は確認も含めて人が行うことというのを支持したい。

実際に本市のシステムにおいて出力される帳票においても、数値の誤りが発見されるケースもあったので、全てをシステム任せなどと職員等が計算の過程について熟知していくということが大事だと考える。当然、人が見きれない部分もあるのでそういったところはシステムから出力されたものをそのまま使うとか、ものによって対応を分けるということが必要だと考える。

- 現在はどのように報告しているのか。
 - 各市町村も同じだと認識しているが、国保システムから出力した数値を別の報告用システムへ入力し、報告用の拡張子に変換して報告をするため、システム間は紙でやり取りをしており、基本的には手入力している。
 - ご認識のとおり、月報・年報については事業報告システムを活用し、全ての市町村に都道府県経由で統計報告をいただいている。事務処理システムでベースとなる統計情報や帳票を作成し、それを手入力で事業報告システムに移し替えているという実態はご発言のとおりであるので、この点の効率化が論点になっていると考える。
- 基幹系システムと情報システムが物理的に分断されているところが壁となっていると思っている。
 - まさにこの点を解決できるようになるのがガバメントクラウドなのではないかと考えている。ガバメントクラウドがどういうものなのかがデジタル庁から示されることによって解決の道筋が見えてくることが期待される。
- 都道府県ごとに独自の調査を行っているということはあるのか。
 - 本自治体においても独自で調査を行っている。県内全体の状況を把握するには年報では情報が遅いため、タイムリーに状況を把握するためにも独自の調査が必要となる。こういった調査はどこも都道府県単位でやっているのではないかと思っている。
 - おそらく、都道府県が独自で収集している情報については、47都道府県で見たときにはほぼ同じような内容を個別に集めているのではないかと思っている。
例えば標準化した際に報告データや統計データを一律に出力することができるようになれば、同じ方法で集めることができると思うし、ガバメントクラウドを活用してクラウド上で集計されるというようなことができれば、双方の事務が効率化されて理想的な形になるのではないだろうかと思う。
 - 市町村事務処理標準システムにおいてもデータで一部連携できることとしているものの、基本は紙で出力した内容を転記していただいている状況となっている。
ご意見等を踏まえ、データを決められたインターフェースの中で出力することと、また、積算根拠も併せて出力できるような機能という形でまとめさせていただくのが良いのではない

かと考えているので、このような案で標準仕様書へは記載させていただき、あらためてご意見をいただきたい。

- ・ 給付のほうが賦課に比べて報告事項が多岐にわたっているので、そちらでも議論を深めることができたらいいと思う。

【帳票詳細要件】

①国民健康保険料（税）賦課の納入通知書等における退職者保険料の算定及び通知の必要性について

- ・ 「納入通知書等における退職者保険料は被保険者への通知を行っていない」が何を指しているのかご教示いただきたい。
 - ここに示している各帳票においては全体の決定金額の内訳として一般分と退職分の表記を行っているところだが、このレイアウトに対し構成員より「退職保険料に関する内訳部分の表記は行っていない。内訳の記載をやめ、全体分のみを表記してはどうか」とのご意見を頂戴したことを踏まえ、今回議題に挙げさせていただいた。
 - 本市においては対象者はおらず、必要性が低いため決定した内容に沿って業務を行いたいと考えている。
- ・ 退職被保険者の項目を載せるとした際に、令和9年度以降は退職被保険者が存在しなくなるため、項目自体が不要となり、本来は必要のなかった改修が行われることが懸念される。
退職被保険者の保険料の内訳を本人に対して通知する必要がないのであれば通知上の記載は不要だと考えるが、システム上は把握が必要だと思うので、システム上では集計しつつ、帳票上からは削除するという対応が妥当ではないか。
- ・ 退職分を載せる必要があるとまでは言えないと思うが、載せている市町村があるのであればそこが困ってしまうので、そういう場合はオプションになるのではないだろうか。いずれにせよ現状の退職被保険者数が検討の参考になると考える。
 - システム上は必要、帳票上は不要としたうえで全国意見照会を行い、困るというところがいなければ帳票から削除して差し支えないと考える。
- ・ 退職被保険者はほとんどの市町村において存在しなくなってしまっており、間もなく国全体としても0になると認識している。したがって、今後の見通しを具体的に数字で確認したうえで整理する必要があると考えている。
また、保険料の仮算定を実施している市町村もほとんどないと認識しているので、実態を確認してオプションなのか必須なのかを整理するのがよい。

【その他】

- ・ 給付 WT の帳票のほうで西暦と性別についての意見を挙げさせていただき議題として挙げていただいているが、賦課のほうにはこの議論がないためどのように考えているかご教示いただきたい。
 - 西暦の件については、国保だけの話ではないので他業務の状況を見たところ生年月日についてのみであったため、確定ではないが国保としても同様の取扱いとして進めていきたいと考えている。性別欄については、省令で示されていない申請書についても厚生労働省との協議の結果、基本的に不要であると国保としては統一していきたいと考えている。
 - 生年月日のみ西暦を併記することについて、なぜ生年月日だけなのか。国保だけの問題ではないことは重々承知しているが、他制度においてもどうして和暦だけにこだわるのか。他の検討会においても同じような意見が挙がっているのかどうかがもし分かっていればご教示いただきたい。
 - 本件に関してどちらかに統一しようというような話は他の検討会でも出でていない。ご指摘の点や事務効率にも十分配慮しなければならない一方で、行政機関として和暦を使用することの大きな意味での意義というものもあるかのかもしれない、ご意見をしっかり受け止め、他業務における状況も注視してまいりたい。

以上